

## 令和8年度玄海町コンソーシアム運営伴走支援業務委託仕様書

### 1 委託業務

玄海町コンソーシアム運営伴走支援業務

### 2 契約期間

令和8年4月6日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

玄海町内一円

### 4 実施目的

玄海町地域魅力化事業において地域・高校・行政で組織する玄海まるっと委員会(以下、「コンソーシアム」という。)を設立し、運営するにあたり、コンソーシアムの管理・運営の実務を行う地域おこし協力隊及び分科会で活動する地域おこし協力隊に対して、専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に伴走型支援を行い、コンソーシアムの円滑な運営と活発的な活動の実現、コンソーシアムの目標達成を図る。

### 5 業務内容

本事業の実施においては、地域住民や町、玄海みらい学園、地元企業、高校などが協働した活動を前提に、高校生が地域の課題に関わり、地域の活性化や地域を担う人材育成が、将来に渡って継続した活動となり、コンソーシアムが掲げる目標を達成できるよう、地域で活動する地域と高校によるコンソーシアムの在り方を十分に熟知したうえで、以下の業務を行うものとする。

なお、コンソーシアムにおいて活動する地域おこし協力隊は、下記の通りとする。

・コンソーシアム運営マネージャー(見習い)

主な業務内容:コンソーシアムの管理・運営と各種会議の運営など

・eスポ共育コーディネーター

主な業務内容:eスポーツをツールとして、地域と高校生の交流の場づくりなど

・まるっと共育コーディネーター

主な業務内容:地域と高校生の活動の場づくり、地域みらい留学生の募集やケアなど

#### (1) 伴走型支援実施体制の整備

・コンソーシアム運営に対して専門的な指導・助言が行えるよう日常的な状況把握と継続的支援

・当該業務を実施できる体制の整備とSlackなどの業務上で利用可能な外部連絡ツールを利用したリアルタイムでの情報交換、共有、指導助言が行える体制の整備

※日常的な状況把握と継続的支援とは、コンソーシアム運営マネージャーや町担当者が、連絡・相談を行い、対面又はオンライン、Slackなどの業務上で利用可能な外部連絡ツールを利用して、5営業日以内に対応できる状況をいう。

#### (2) 協働コーディネーターの確保と配置

・コンソーシアムの運営の知識、これまで培った知見、専門家ネットワーク等を有する社会教育士又は社会教育主事講習を受講した協働コーディネーターを専任で1名以上配置

※専任とは、指導・助言・支援を求められた場合に直接対応する者をいい、他業務との兼務を妨げるものではないが、日常的な状況把握と継続的支援が行えることをいう。

(3) 戦略策定支援

- ・コンソーシアムの全体的な事業計画、年間活動計画、各施策の策定にあたり、長期的な視点やコンソーシアムに関係する分野の現状や将来の姿も踏まえたうえで、専門的な視点から助言や支援を行う。
- ・助言や支援にあたっては、事例等の提示、課題の整理、策定時の目標値設定、スケジュールへの助言、策定会議のコーディネート、計画の進捗管理方法などコンソーシアム運営マネージャーや町担当者が自発的に気づきを得て、計画に反映することができるよう行うこと。
- ・支援は、全体会議を対面で1回以上、役員会に向けた支援を年2回以上とする。

(4) 事業計画のフォローアップ

- ・コンソーシアムの事業計画の進捗状況を把握するため、月1回程度フォローアップ(オンライン可)を行うこと。
- ・フォローアップを行う際は、実現可能な対応や助言、助言の実行支援を行うこと。

(5) コンソーシアム運営マネージャー育成支援

- ・コンソーシアム運営マネージャーを育成するため、オンラインや対面によるミーティングを行うこと。
- ・支援にあたっては、将来を見据え、コンソーシアム運営マネージャーの現状把握や取り組むこと、進めることなど指導・助言を具体的にを行うこと。
- ・コンソーシアム運営マネージャーや担当者との業務管理ミーティングを適宜行うこと。

(6) 事務局の運営支援

- ・月1回程度(オンライン可)実施する事務局会議の準備を行うコンソーシアム運営マネージャーへ支援を行うこと。
- ・支援にあたっては、コンソーシアム運営マネージャーへの指導・助言のほか、事前にコンソーシアム運営マネージャーと町担当者による会議前の事前協議を行うこと。
- ・実際の会議では、各施策の進捗状況と課題の確認を行うため、コンソーシアム運営マネージャーのサポート(進行上で直接助言やまとめなどを行うことも含む)を行うこと。

(7) 役員会の運営支援

- ・年2回程度行う役員会の運営や会議準備を行うコンソーシアム運営マネージャーへ支援を行うこと。
- ・役員会は、全体方針と年間計画の決定を行うため、資料作成等の支援・助言、役員会開催の折には、対面で会議運営や会議進行の支援を行うこと。

(8) 分科会へのサポート

- ・コンソーシアムにおいて設定する分科会の活動計画、実活動、活動後の評価、活動の見直しなど、分科会の運営に対して、指導・助言ができるよう状況把握を行うこと。
- ・コンソーシアム運営マネージャーの業務である、情報発信において町の魅力、地域の魅力、コンソーシアムの魅力を町内外に伝えることができるよう支援を行うこと。
- ・情報発信にあたっては、個人の同意など必要な措置を講じたうえで実施すること。

(9) 地域おこし協力隊の自立に向けた支援

- ・コンソーシアム運営マネージャーの卒業と自立を見据え、複数の収入源を確保する手段やその方法を学び、安定的な自立に向けた支援を行うこと。

- ・事業会社、基礎自治体、NPOなど様々な組織団体の活動を示し、それぞれの課題を把握する体験の機会を提供し、将来のキャリアの方向性を考える機会を与えること。
- ・コンソーシアム運営マネージャーとの意思疎通を図りながら、キャリアの方向性に寄り添った2年後の自身の在り方を共に検討していくこと。

#### (10) その他

- ・コンソーシアムを運営するために委託元から助言を求められた場合は、必要な支援と助言を行うこと。なお、支援や助言が本事業の経費の対象範囲を超える場合は、事前に町担当者に伝達すること。
- ・コンソーシアムを運営するにあたっては、コンソーシアムを形成する団体のほか、地域住民、地域事業者など、関係者が多数おり、これまで培った関係性を十分理解・把握したうえで、それぞれの関係性に支障を与えないよう支援や助言に当たること。

#### (11) 報告書の作成

- ・本事業において受託者が実施した内容の取りまとめを行い、報告書として作成すること。
- ・報告書に次期年度のコンソーシアムの運営のあり方、コンソーシアム運営マネージャーの育成方針など提案できることがあれば記載すること。
- ・提出物：事業実施報告書(様式任意)紙媒体1部及び電子データ
- ・提出期限：令和9年3月31日(水)

### 6 委託料の支払い

委託料は、原則、報告書が納品され、委託元から合格の通知を受け取ったのちに請求するものとする。ただし、受託者が実施した業務内容をまとめ、その内容を確認できる資料を添付した報告書を提出した場合は、その都度、その実績を確認し、実績に応じた額を請求できるものとする。

### 7 その他

- (1)本事業におけるコンソーシアムとは、別紙1の組織体とする。
- (2)本事業に係る経費はすべて委託費に含めること。ただし、事業運営において必要と認める経費が発生した際は、別途協議するものとする。
- (3)本事業の趣旨に賛同する企業・団体を募集する、企業・団体を紹介する場合は、事前に委託元と協議し、その承認を受けること。
- (4)委託元と綿密な打合せができる体制を整えること。
- (5)委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託元の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6)委託業務に関して知りえた秘密をほかに漏らし、又は委託業務以外の目的に利用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7)委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じ、別途締結する個人情報の保護に関する規定を遵守するものとする。
- (8)本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて町に帰属し、町は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。
- (9)契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託元と協議を行うものとする。

## 8 連絡先

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地  
玄海町企画商工課

電 話:0955-52-2112

E-mail:kikakusyoukou@town.genkai.lg.jp